

寄居町浄化槽設置整備事業

浄化槽施工管理の手引き

【寄 居 町】

生活環境エコタウン課 環境保全班

TEL : 048-581-2121 内線223、224
FAX : 048-581-7531

1 浄化槽設置工事について

(1) 浄化槽工事の原則

浄化槽設置工事は、浄化槽法、浄化槽法施行細則及び寄居町浄化槽設置指導要綱等の関係諸法令や寄居町浄化槽設置整備事業の手引きに基づき実施するとともに、工事の方法については、浄化槽の型式ごとの施工要領書及び現場の状況にあった仕様の施工図面を浄化槽製造業者から取り寄せて実施してください。

駐車場に設置する場合や建造物近くに設置する場合等、特殊な施工を伴う工事については、特に注意してください。

施工要領書及び施工図に記載されていない仕様や寸法については、必ず申請前に生活環境エコタウン課まで確認をお願いします。

(2) 浄化槽の設置位置

- ① 保守点検及び清掃が容易に行える場所。
- ② 建築物の排水場所と浄化槽との距離が適当な距離となる場所。
 - A) 流入管渠が異常に長くないこと。
・・・かさ上げが高くなり、また流入管渠の閉塞の原因となる。
 - B) 流入管渠が極端に短くないこと。
・・・一次処理槽の攪拌等による機能低下を起こす原因となる。
- ③ 降雨等で浄化槽が冠水しない場所。
- ④ 飲用井戸に近接していない場所。
- ⑤ 浄化槽の深埋めとならない場所。
 - A) かさ上げ工事は 30 cm 以内であること。
 - B) かさ上げが 30 cm を超える場合はピット工事を行い、浄化槽上部に維持管理が容易に行えるスペースを確保すること。

2 浄化槽工事の技術上の基準

寄居町浄化槽設置整備事業に伴う浄化槽設置工事については、関係法令を遵守し適正な施工をお願いします。

【関係法令】

《浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令》

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- 二 浄化槽法第4条第1項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- 三 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
- 四 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
- 五 根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。（イ～ホ）
 - イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合には、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
 - ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
 - ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
- 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。

- 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 八 コンクリートの打込みは、仕上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。
- 九 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上りを防止するために必要な措置を講ずること。
- 十～十三・・・省略
- 十四 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
- 十五 ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
- 十六 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
- 十七 工事現場における地盤の崩壊、資材の崩壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

3 特殊な施工について

原則として、浄化槽の型式ごとの標準施工図、施工要領書等に基づき実施してください。

事前に設置予定場所を確認し、状況によっては生活環境エコタウン課へ施工方法等の確認を行い、適正な工事が行えるように設計、見積等をお願いします。

困難工事として承認された工事については、申請内容に沿った施工をお願いします。

(1) 浄化槽に負荷がかかる恐れのある浄化槽設置場所

① 崖、建物付近に設置する場合（浄化槽側面に荷重がかかる場合）

底版コンクリートの端部から上方45度の範囲内に、建物等の重量物がないか確認して下さい。

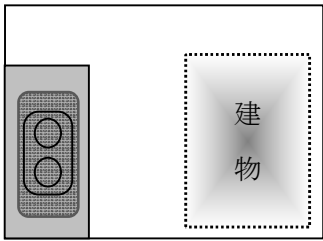
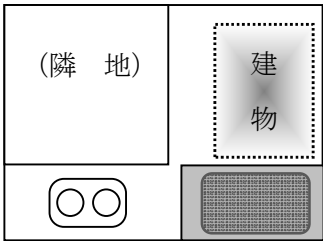
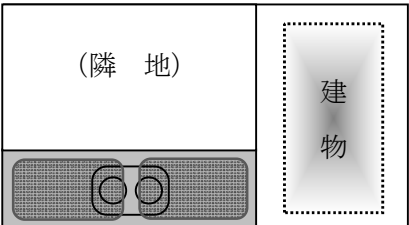
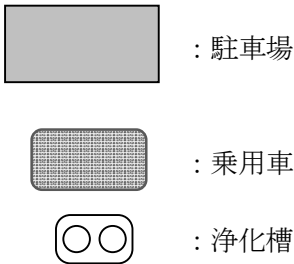
支障が生じる場合には、浄化槽に荷重がかからないよう、浄化槽の型式ごとの標準施工図等に基づき側壁の設置を行うか、支障のない場所への変更をお願いします。

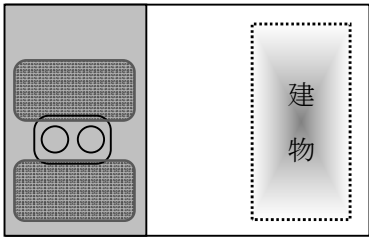
② 駐車場、車両の通行がある場所に設置する場合（浄化槽上部に荷重がかかる場合）

原則として、浄化槽に荷重がかからないよう4箇所以上の支柱を設ける仕様とし、浄化槽の型式ごとの標準施工図等に基づき、適切に工事を実施して下さい。

なお、(財)日本建築センターのFRP製工場生産浄化槽の評定（支柱レス評定）を受けた浄化槽については、以下の項目を参照してください。

◎ 支柱レス評定を受けた浄化槽の設置について

【A：支柱レス工事ができる条件】	
① 普通自動車（2 t以下）1台分の駐車場の場合。 	② 普通自動車（2 t以下）1台が通行できる通路として使用する場合 
③ 普通自動車（2 t以下）が、縦列の状態で2台以上が駐車場として使用する場合 	凡 例 

【B：支柱レス工事ができない条件】	
① 2 tを超える車両の駐車場とする場合 (乗用車でも1BOX車、大型の四輪駆動車等は2 tを超えますので注意してください。)	
② 普通乗用車(2 t以下)が、並列の状態で 2台以上が駐車場として使用する場合	
③ 不特定多数の車両が出入りする恐れのある通路や駐車場の場合	
④ 支柱レス評定を受けた条件以外で設置する場合 (設置最大深度等にご注意ください)	

(2) プレキャストコンクリート基礎底版（P C版）の施工について

- ・工場等であらかじめ製造されたコンクリート製品を浄化槽の底版として使用する場合は、事前に町に申請を行い、承認をうける必要があります。
- ・現在、いくつかの浄化槽製造業者は町の承認を得て、P C版使用に対応した施工図面を作成しております。寄居町の浄化槽設置整備事業においてP C版を使用する場合には、浄化槽製造業者からP C版使用に対応した施工図面を取り寄せ、申請書に添付してください。

(3) 放流ポンプ槽の施工について

- ・揚程、圧送距離を確認し、適正な能力を持つポンプを設置してください。
 - ・放流ポンプ槽を設置すると放流管が水封された状態となり、ブロワによって吹き込まれた空気の流れ場がなくなるため、臭気の発生原因となります。また、消毒剤から発生する塩素ガスの濃度が上がり、ポンプの故障、浄化槽内の機器類や建物内の金属類が腐食する原因となります。
- このため、放流ポンプ槽を設置する場合には臭突管を立ち上げるか、通気管を設ける必要がありますので、浄化槽の型式ごとの施工要領書等に基づき、適切に工事を実施してください。

(4) 逆流防止の措置について

- ・自然流下による放流の場合、豪雨時における雨水等の逆流により浄化槽機能の著しい低下等を招く恐れがあることから、原則逆流防止の措置を講じてください。
- ・逆流防止措置を講じない場合には、浄化槽放流口の管底高が放流先のHWL（高水位。側溝の場合は甲蓋の下場）よりも低くならないことを確認するため、補助金申請時及び実績報告に添付する配置図に、現場に設定した基準高、浄化槽放流口の管底高及び放流先等のHWLを記載してください。

(5) 既存の宅内配管の使用について

- ・既存の宅内配管を一部使用して浄化槽への接続を行う場合には、既設管及び汚水桝の内部の状態や管径、勾配など、再利用することが可能かを確認する必要がありますので、申請前に町担当者までご相談ください。
- ・既存の宅内配管を再利用する場合には、管路及び桝内の洗浄を行い、新設管と既設管の接合箇所には、必ず桝を設置してください。

(6) その他の特殊工事について

浮上防止工事、ピット工事、工場製品の底版使用など、特殊な施工を行う場合には、事前に町担当者との打合せをお願いします。

4 放流先の確認について

(1) 放流先について

- ・浄化槽の処理水は、原則水路等への放流となります。

- ・周辺に放流先がなく地下浸透工事を実施する場合には、「埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準」に基づき北部環境管理事務所と事前協議を行う必要がありますのでご注意ください。
- ・寄居町の浄化槽設置整備事業において地下浸透による放流を行う場合には、埼玉県北部環境管理事務所との協議結果を申請書に添付してください。

(2) 放流先の事前確認等について

放流先の状況について、必ず事前に確認をお願いします。

- ・申請書に添付する配置図に、放流先までの経路を示してください。
- ・既設の放流管を利用する場合についても、配置図に末端の放流先までの経路を示してください。
- ・既設の放流管について、道路占用等の手続きがされていない場合には、排水のための管として認められませんので、あらためて道路占用等の手続きをお願いします。

《注意》

建築確認申請書の配置図では、放流先が「既設管へ接続」となっているケースがありますが、このような場合でも放流先の末端確認を行い、道路占用等の許可状況を確認する必要があります。

5 浄化槽設置整備事業の留意点

(1) 着工前報告・施工段階における町の確認について

町では、浄化槽工事の着工前に、具体的な施工方法について報告をお願いしております。あわせて、補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、町担当者が工事の施工段階確認（以下、「中間確認」という。）を行います。

工事の着工前に、町担当者と工事内容及び中間確認の日程について打合せを行い、「補助金交付申請の手引き」17ページの工事着工前報告書・中間確認立会連絡表に記入の上、町へ送付して下さい。

(2) 施工段階における写真管理について

補助金交付要綱第11条の規定に基づき、実績報告書の添付書類として、工事の施工段階ごとの写真を提出していただきます。

施工状況とともに工事看板に工事日、工事場所、工程、検測値などを記載の上撮影してください。

写真管理については、「補助金交付申請の手引き」の20、21ページの工事写真チェックリストに従い、必ず適正な管理を行ってください。

なお、写真はチェックリストの項目順に並べ替えて印刷（現像したものを整理）してください。

(3) 補助事業の変更について

補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助事業の工事内容に変更が生じた場合や工事完了予定日を変更する場合には、変更申請を行い町の承認を受ける必要がありますので、町担当者と打合せを行ってください。

(4) 完成確認について

実績報告書の提出後に、町担当者が現地確認を実施します。確認の日程については、町から工事業者へFAXにて連絡を行います。

工事業者は申請者へ連絡をしていただき、原則3者での立会い確認をお願いします。

(5) 補助金交付申請の手引きの確認について

上記の内容のほか、浄化槽設置整備事業を行うに当たっては補助金交付申請時における添付書類の作成をはじめ、申請者が工事業者の協力のもとに行う手続や作業があります。

このことから、「補助金交付申請の手引き」につきましても内容を必ずご確認の上、浄化槽設置工事を行われますようお願いいたします。

6 浄化槽設置工事の施工上の留意事項

工事の種類		留意事項
1	工事業者	☐ 浄化槽設備士が実地に監督してください。 ☐ 浄化槽設備士は、設備士証を必ず携帯してください。 ☐ 浄化槽メーカーから取り寄せた、 <u>浄化槽の型式や施工条件にあった図面及び仕様書</u> に従って工事を行ってください。 ☐ 浄化槽の工事現場には、見やすい位置に標識看板を掲げてください。
2	設置場所	☐ 予定された設置場所ですか。変更する場合は、町へ連絡してください。 ☐ 設置場所が通路や駐車場となっている場合は、手引きに基づいた適正な施工となっていますか。 ☐ 建物の基礎下（フーチング）等から、45度下方向線上に浄化槽が設置されていませんか。建築物・崖地から近接する場合は、側壁等の設置を予定していますか。
3	掘削工事	☐ 掘削深さは適当ですか。必ずレベルで確認してください。 ☐ 堀山の崩落の危険性はないですか。必ず適正な土留めを行ってください。 ☐ 土留めは木矢板、軽量鋼矢板等を用いて腹起し、切張りを設置し、安全に施工してください。 ☐ 建物等から45度下方向の影響線上に掘削部がかかる場合は、深さに関わらず土留めを行ってください。掘削深が2mを超える場合は無条件で土留めを設置してください。また、崩落の危険性がある場合には、深さに関わらず土留めの設置をお願いします。 ☐ 湧水はありませんか。湧水がある場合は、割栗を通常よりも厚く施工します。基礎の四方に水みちを作り、床付けより10cm以上深くした釜場に排水ポンプを設置してください。 <u>※基礎が浸水したり緩んでしまった場合は、再度やり直してください。</u>
4	基礎工事	☐ 砕石（割栗）基礎は、底版コンクリート以上の寸法とし掘削部全体に基礎工事を行ってください。 ☐ タンパ（振動コンパクターは不可）を用いて、しっかり締め固めを行ってください。 ☐ 割栗石が露出したり砕石の目が立っていませんか。 ☐ 湧水や軟弱地盤により、砕石（割栗）基礎が緩んだり、浸水をしていませんか。 ☐ 基礎の仕上がり高さは、計画どおりですか。また水平・平坦性がありますか。
5	型枠工事	☐ 施工図以上の寸法となっていますか。 ☐ 砕石基礎と型枠との間に隙間はありませんか。 ☐ 型枠は設計どおりの高さに設置されていますか。型枠内側の四方に隅出しをしていますか。 ☐ 型枠は、しっかりと固定されていますか。
6	底版配筋	☐ 配筋は、施工図又は配筋図のとおりですか。 ☐ 鉄筋に錆や汚れ等は、付着していませんか。 ☐ 鉄筋は、番線又は溶接等によりしっかりと固定されていますか。触っても動いたりしませんか。 ☐ 鉄筋のコンクリート被りが適正に確保される状況となっていますか。（4～5cm位が望ましい） ☐ 適切なスパーサーが1㎡当り4箇所以上設置されていますか。※砕石・玉石等の使用は不可
7	底版コンクリート	☐ コンクリートの強度は設計のとおりですか。 施工図等の仕様に明記されていない場合は、鉄筋 Co は 21N/mm ² 、無筋 Co は 18N/mm ² を基準にしてください。 ☐ コンクリートのスランプは適正ですか。（18cm以下となっていますか。） <u>※コンクリートはレディミクストコンクリートを使用し、現場での空練等は不可</u> ☐ 打設後、十分な養生を行っていますか。またクラック等が発生していませんか。 コンクリート表面・角を足や手で擦ったときに、削れたりしないですか。 ☐ 底版の水平、平坦性がありますか。※調整等で底版に砂等を敷くのは不可 ☐ 寸法は、設計以上となっていますか。 ☐ プレキャストコンクリート基礎底版（PC版）使用の場合、町の承認を受けたPC版ですか。 ☐ 施工図面どおりの寸法となっていますか。
8	埋め戻し材	☐ 埋戻し土は適正なものを使用していますか。 <u>※10mmを超える石等が混入していない、山砂や埋め戻し用砂質土等を使用</u>
9	放流先	☐ 放流先は適切ですか。また放流先の構造物等の補修は行いましたか。 ☐ 放流口は放流先の越流面から適度な距離が確保できていますか。

10	浄化槽本体	☐ 設置される浄化槽は、「環境配慮型浄化槽」ですか。 ☐ 浄化槽の外装に損傷等はないですか。 ☐ 現場の設置状況にあった蓋ですか。 ☐ 槽内部のろ材、機器及び配管等に変形、破損はないですか。またしっかり固定されていますか。 ☐ 浄化槽の据付時に、縦方向及び横方向の水平を確認しましたか。 ☐ 水張りを行った際に、漏水は生じていませんか。 ☐ 嵩上げは 30 cm 以内ですか。嵩上げ部から雨水や地下水が浸入する恐れはないですか。
11	上部スラブ	☐ スラブを打つ表面の不陸整正を行いましたか。 ☐ 型枠は、設計以上の寸法でしっかりと固定されていますか。 ☐ 配筋は設計以上の寸法となっていますか。※開口部や端部の配筋に注意してください。 ☐ コンクリートの仕様は仕様書どおりですか。 ☐ スラブ上に水溜り等ができないように、水勾配をつけてありますか。
12	ポンプ槽	☐ ポンプ槽に変形や破損はないですか。 ☐ ポンプの可動は自動交互運転で、高水位異常の時は 2 台同時運転ができますか。 ☐ 設計どおりの能力のポンプが設置されていますか。 ☐ ポンプの固定が十分行われていますか。また、取り外しが可能ですか。 ☐ ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げる恐れはないですか。 ☐ ポンプ配管に逆支弁は設置されていますか。 ☐ 水封防止のための臭突又は排気管（通気管）が設置されていますか。
13	ブロワ	☐ 電源は 100V で、 <u>カバー付屋外防水コンセント</u> を設けていますか。 ☐ ブロワの土台は建物と縁切りされ、しっかりと固定してありますか。 ☐ 浸水防止のため 10 cm 以上高い土台となっていますか。 ☐ 設置場所は、換気扇の下や直射日光が長時間当たる場所ではないですか。 ☐ ブロワの種類、規格等は適正ですか。 ☐ 防振対策を行いましたか。防振ゴムと配管はしっかりと固定されていますか。 ☐ アースがなされ、また漏電の恐れはないですか。 ☐ <u>送気管の距離は 10m 以内で、曲りは 5 箇所以内ですか。</u>
14	臭突配管	☐ 臭突管の立ち上げ位置は、近所の建物の窓の位置等を配慮しましたか。 ☐ 横引管は出来る限り短くし、浄化槽に向って下り勾配となっていますか。 ☐ 立ち上げ高さは、建物の軒下より 1 m 以上高くしましたか。 ☐ 立ち上げ管はしっかりと固定しましたか。
15	駐車場仕様 支柱工	☐ 支柱径は、間違いないですか。支柱の間隔は適正ですか。 ☐ 主筋の本数及び鉄筋径に間違いはないですか。 ☐ フープ筋の鉄筋径及び設置間隔に間違いないですか。 ☐ 主筋と底版スラブ及び上部スラブの配筋との定着長さは、設計のとおりですか。 ☐ <u>上部スラブコンクリートと、車庫の土間コンクリートはできるだけ同時に打設し、一体化しましたか。</u> ☐ 上部スラブの鉄筋と車庫の土間コンクリートの鉄筋をラップ（40D 以上）しましたか。
16	駐車場仕様 支柱レス工	☐ 浄化槽は、支柱レスの評定を受けているものですか。 ☐ 支柱レス仕様として設置できる適正な現場状況ですか。 ☐ 車両の通路や駐車場に設置できる条件となっていますか。 ☐ <u>上部スラブコンクリートと、車庫の土間コンクリートはできるだけ同時に打設し、一体化しましたか。</u> ☐ 上部スラブの鉄筋と車庫の土間コンクリートの鉄筋をラップ（40D 以上）しましたか。
17	浮上防止工	☐ 地下水位が高い場合、根巻きコンクリート工法又は浮上防止金具設置工法により行いましたか。 ☐ 根巻きコンクリート工法の場合、浄化槽フランジ部より 25 cm 以上高い位置まで巻き立てましたか。
18	側壁工	☐ 側壁の高さは、建築物基礎からの 45 度下方線より高くなっていますか。 ☐ 側壁の配筋や寸法は、適正なものとなっていますか。 ☐ 底版配筋と側壁配筋の定着寸法は適切ですか。（40D 以上）

7 排水設備工事の留意事項

工事の種類		留意事項
1	配管工事	☐ 流入管渠・放流管渠の勾配が1／100以上（管径が75mm及び100mmの場合）あり、汚物や排水の停滞はありませんか。 ☐ 通路等で自動車が通行する場合は、管が破損しないようにコンクリートによる管防護又は45cm以上の土被りを確保していますか。 ☐ 露出部は、外部衝撃の防御策や対候性等が配慮されていますか。 ☐ 各器具からの排水管は原則として、個別に屋外に出していますか。 ☐ 配管は最短距離とし、床下配管は最小限となっていますか。 ☐ 生活排水は全て接続していますか。 ☐ 屋外にある外水道等は、接続していませんか。（雨水の浸入防止） ☐ 雨水配管及び工場排水の配管が接続されていませんか。 ☐ 既設管を利用する場合は、雨水等との誤接続や破損が無いか確認をしましたか。 ☐ 臭突口に流入管を接続していませんか。 ☐ 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはありませんか。特に用水路に放流する際は灌漑期の水位を考慮していますか。 ☐ 逆流防止の措置を講じていますか。（自然流下の場合） <u>講じていない場合には、浄化槽放流口の管底高及び放流先のHWL（高水位。側溝の場合は甲蓋の下場）を記載し、管底高が放流先のHWLより高いことを確認してください。</u> ☐ 臭気対策を講じないまま、放流水を雨水桝に接続していませんか。
2	桝設置工事	☐ 流入側の桝は、原則として全てインバート桝となっていますか。 ☐ 桝の蓋は密閉できるようになっていますか。 ☐ 桝の内径又は内のりが15cm以上で、堅固で耐久性及び耐震性のある構造ですか。 ☐ 原則として、生活排水が全て桝に個別に接続されていますか。 ☐ 配管の起点、屈曲点、合流点に桝が設置されていますか。 ☐ 直線部は管渠内径の120倍を超えない範囲で桝が設置されていますか。 ☐ <u>浄化槽の直前及び直後（100cm以内）に桝が設置されていますか。</u> ☐ 新設管と既設管の接合箇所に桝が設置されていますか。 ☐ 桝が埋まってしまったりすることはないですか。 ☐ 適切な防臭の器具を設置していますか。また二重トラップとなっていないですか。